



登録教習機関の登録の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第14条、第61条第1項又は第75条第3項に規定する「都道府県労働局長が登録した者」として登録したので、労働安全衛生法第112条の2第2項第1号及び登録製造時等検査機関等に関する規則（昭和47年労働省令第44号）第25条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

登録教習機関の名称	日本建機教習所株式会社
登録教習機関の住所	和歌山県橋本市東家6丁目5番22号
代表者職氏名	代表取締役 杉本 賢哉
技能講習の業務を行う事務所の名称及び所在地	日本建機教習所株式会社 千葉県長生郡白子町古所3258番地2 千葉県大網白里市四天木乙2573番地8
行うことができる技能講習	車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習
登録年月日	令和8年5月12日
登録の有効期間の満了日	令和13年5月11日
登録番号	千登録第588号

令和8年5月12日

千葉県労働局長

